

「高野・山麓ぐるり旅」周遊スタンプラリー(仮称)委託業務
仕様書

業務名

「高野・山麓ぐるり旅」周遊スタンプラリー(仮称)委託業務

趣旨および目的

橋本・伊都地域(橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町)が持つ世界遺産をはじめとした観光資源や地域特色の認知度向上、周遊促進による橋本・伊都地域での滞在時間の延長による消費拡大を目的として、スタンプラリーを実施する。

ターゲット

20代から40代の女性

業務内容

- ・チラシ兼台紙作成業務
- ・スタンプ作成業務
- ・ポスター・デザイン作成業務

【チラシ兼台紙作成業務】

①規格等

- ・スタンプラリーの概要等は平易な文章で記載し、イラストや写真を使用した構成にし、全8か所を巡りたくなるような工夫をすること。
- ・紙質は上質紙135kg以上。インクがにじまないような紙質とすること。
- ・サイズはA4版(297mm×210mm)にすること。
- ・印刷方法は両面4色とすること。

②印刷部数

10,000部

③掲載事項

- ・スタンプ押印欄
- ・橋本・伊都地域の紹介
- ・賞品の紹介
- ・開催情報(開催期間、主催等)

- ・応募方法
- ・注意事項
- ・8か所(以下の市町ごとに各2か所)のスタンプ設置施設(施設名称・住所・押印可能時間、押印不可日、施設の外観がわかるイラストまたは写真) 等
※想定設置場所
 - 橋本市：橋本駅前観光案内所、葛城館又は高野口乃湯
 - かつらぎ町：道の駅 くしがきの里、丹生都比売神社
 - 九度山町：道の駅 柿の郷くどやま、慈尊院又は真田ミュージアム
 - 高野町：高野町観光情報センター、奥之院周辺
- ・応募者の情報(氏名・住所・電話番号等)

【スタンプ作成業務】

①規格等

- ・印面の大きさは自由。ただし、チラシデザインに合うよう工夫すること。
- ・スタンプは、耐久性のある素材を使用すること。
(インク浸透印またはゴム印)
- ・チラシデザインに合うような、オリジナルのデザインを8種類提案すること。
- ・盗難防止チェーンをつけることができるよう、穴あけ加工を施すこと。

②数量

- ・スタンプ：各デザイン2個（計16個）
- ・インク浸透印の場合
補充インキ(60ml程度)：各1個ずつの合計8個
- ・ゴム印の場合
スタンプ台（インク）：各2個ずつの合計16個
- ・盗難防止チェーン：8個

【ポスターデザイン業務】

①規格等

- ・ポスターサイズはB2で印刷することを想定。
- ・スタンプラリーの実施が一目でわかり、スタンプラリーへの参加を促すようなデザインにすること。

納品期限及び納品場所

納品期限：令和7年8月29日（金）
納品先：橋本・伊都広域観光協議会事務局

(伊都振興局地域づくり部地域づくり課内)

なお、各業務の完成デザインデータを PDF 形式、JPEG 形式、AI 形式のデータを提出すること。

著作権に関する事項

- ・納品された成果品の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、利用権については、橋本・伊都広域観光協議会に帰属するものとする。なお、納品された成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合は、事務局側の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者側の責任と負担により処理・解決を行うとともに、橋本・伊都広域観光協議会に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならないこととする。
- ・橋本・伊都広域観光協議会は、納品された成果品を期間の制限なく、無償で、ポスター、パンフレットをはじめ、インターネットや SNS、TV 番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、放送等）及び使用することができるものとする。
- ・納品された成果品については、橋本・伊都広域観光協議会が認めた第三者が、橋本・伊都地域の魅力を広く紹介・PRすることを目的とした場合には、二次使用を認めることとする。

留意事項

- ・各業務のデザイン及び使用する写真、イラスト等は当該事業の趣旨及び目的、ターゲット層、橋本・伊都地域の特性（別添：参考例）を踏まえて、来訪を促すようなものにすること。
- ・使用する橋本・伊都地域で撮影した写真又はイラスト等は原則すべて提案者が準備すること。提案者が所有する写真及びイラスト、フリー素材等を使用することは差し支えない。
- ・スタンプ設置箇所については、事業者決定後別途指示する。また、スタンプ設置予定施設との協議については、橋本・伊都広域観光協議会事務局が行う。
- ・業務の実施にあたっては、橋本・伊都広域観光協議会事務局と必要な協議及び打ち合わせを十分行い、業務を進めるものとする。
- ・業務完了後に、受託者側の責めに帰すべき事由による納品された成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これらに係る経費については受託者側が負担するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて橋本・伊都広域観

光協議会事務局と協議を行うものとする。